

令和7年度 明第一地区意見交換会のテーマについて

(団体名) みなづき町会

(件名) 松戸市市民活動総合補償制度について

(具体内容)

松戸市市民活動総合補償制度の適用対象となる活動として、「無報酬で行う公益性のある活動」がある。

私たちの町会では町会員に呼びかけ、ボランティア活動として学童の通学時間に合わせた見守りや、防犯の地域内見守り活動を行っており、町会の役員もその活動に参加している。役員には役員の仕事として町会費の徴収・回覧板の管理・班内のトラブルの報告などの活動をしてもらい、その謝礼として報酬を支払っている。

昨年、補償制度について市に相談したところ、役員の方は報酬が出ているので保険の適用対象外と言われた。

役員が報酬を得て行っている活動と、ボランティア活動は別個のものである。地域のなかでボランティア活動をしてもらえる方は年々少なくなっていることから、報酬をもらっている役員が補償制度の適用対象外である点につき、制度の見直しを検討願いたい。

(回答)

・現在、市が加入している市民活動総合補償制度は町会・自治会を含む松戸市を活動の拠点とする市民活動団体が行う、継続的・計画的に無報酬で行う公益性のある活動を対象としております。

・総合補償制度の意義としましては市民の皆様が安心して市民活動を行えるよう、活動中に起きた傷害事故や賠償責任事故に対してサポートするものです。

・積極的に町会・自治会活動に携わる役員の方々が、役員活動以外のボランティア活動に参加した際に補償の対象となり得るよう、補償契約の更新に向けて検討をしていきたい。

(回答課) 市民自治課